

大津市火災予防条例抜粋

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第47条の3 消防局長は、防火対象物を利用しようとする者の当該防火対象物に係る防火上の安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が法又はこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防局長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。